

租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン（案）のポイント

I 評価に当たって

平成 22 年度税制改正大綱において示された租税特別措置等（以下「租特等」という。）の抜本的見直しの方針に対応するよう、適切に政策評価を実施する。

評価の実施においては、客観的なデータを可能な限り明らかにし、租特等の在り方の検討に資するようにする。

II 評価の方法

1 評価の対象

（政策評価法施行令における事前評価の義務付け規定に係る解釈指針を示す。）

2 評価の単位

事前評価は、原則として税制改正要望事項の単位に対応させ、事後評価は事前評価の単位を踏まえ、適切な単位で実施する。

3 評価の実施主体

事前評価は、税制改正要望を行おうとする行政機関が実施し、事後評価は、過去に要望を行った行政機関が実施する。

4 評価の内容

事前評価の結果は、事後評価によって必ず検証されることが重要である。

(1) 事前評価

○ 租税特別措置等の必要性等

租特等によって実現しようとする政策目的、当該政策目的の優先度や緊要性、政策体系上の位置付けを明らかにする。

租特等による達成目標及び測定指標を明らかにする。

○ 租税特別措置等の有効性等

租特等の適用数や適用額、減収額及び効果をできる限り定量的に予測・把握し、税収減を是認するような効果が見込まれるかを明らかにする。租特等の効果については、波及効果や地域ごとの発現状況についても把握するよう努める。

○ 租税特別措置等の相当性

補助金や規制等の他の手段ではなく租特等の手段をとることの必要性や他の手段との役割分担について明らかにする。

(2) 事後評価

○ 租税特別措置等の必要性等

租特等によって実現しようとする政策目的、当該政策目的の優先度や緊要性、政策体系上の位置付けを明らかにする。

租特等による達成目標及び測定指標を明らかにする。

○ 租税特別措置等の有効性等

租特等の適用数や適用額、減収額及び効果をできる限り定量的に把握し、税収減を是認するような効果が確認されるかを明らかにする。

租特等の効果については、波及効果や地域ごとの発現状況についても把握するよう努める。

○ **租税特別措置等の相当性**

補助金や規制等の他の手段ではなく租特等の手段をとることの必要性や他の手段との役割分担について明らかにする。

○ **評価結果の反映の方向性**

評価結果の租特等の在り方への反映の方向性について明らかにする。

5 評価の実施時期等

事前評価は、各行政機関における租特等の要望に際して、評価によって得られる情報が有用なものとして用いられるよう、適切なタイミングで実施する。

事後評価は、各行政機関における検討作業や税制改正作業において有効に活用されるよう、原則として毎年8月末までの適切なタイミングで実施する。評価の必要性の高いものから計画的に実施し、3年から5年に1回は評価を行うことを原則とする。

6 評価書の記載事項

評価書の記載事項・様式を統一する。

7 その他

(1) 有識者の見解

租特等に係る政策評価の内容について有識者の見解等がある場合、評価書に記載する。

(2) 分析内容の充実

租特等に係る政策評価の質の向上を図るため、必要な取組を推進する。